

第2期 天理市子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)

概 要 版

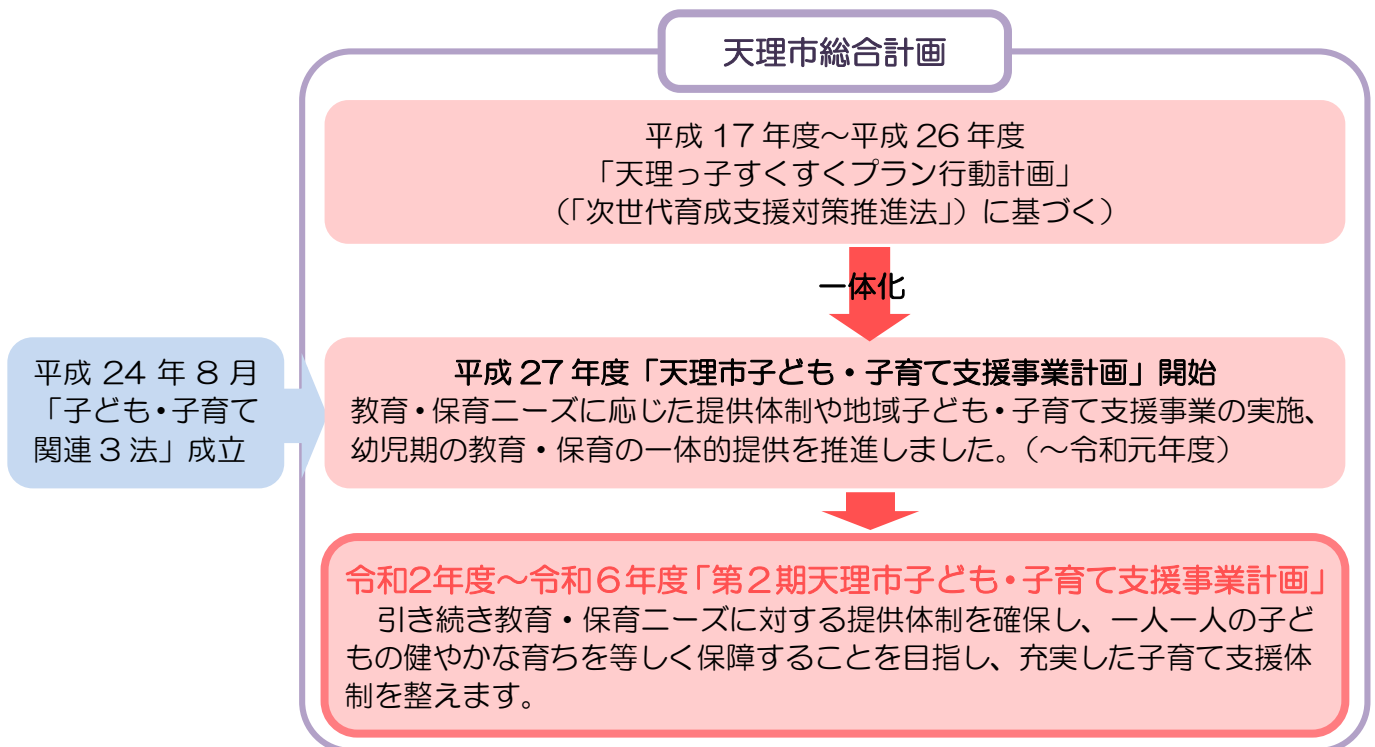


令和2年(2020年)3月

天 理 市

(1) 計画策定の背景と趣旨

このたび、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期天理市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。平成17年に「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「天理っ子すくすくプラン行動計画」の内容を本計画においても引き継ぎながら、教育・保育ニーズに対する提供体制を確保し、本市が「子どもの最善の利益」を実現するためにふさわしい場となるよう充実した子育て支援体制を整えます。



(2) 計画期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 社会情勢の変化等を見据え、 中間年を目途に見直し </div>				<div style="background-color: #4a4a4a; color: white; padding: 5px; display: inline-block;"> 次期計画策定 </div>

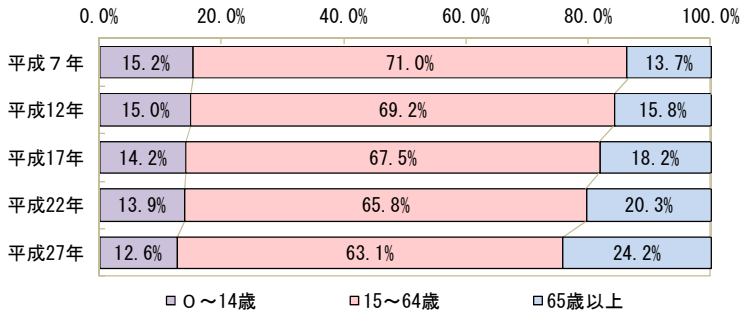
(3) 計画の位置づけ

- 本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく法定計画です。
また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体化したものです。
- 天理市総合計画を最上位の計画として本計画を定めます。
また、天理市の各種関連計画との整合性に留意して策定します。



(1) 市内の人口

図 年齢別人口比率の推移



* 年齢不詳を含む総数が母数。各年 10 月 1 日現在

資料：国勢調査

本市の年齢別人口比率の推移をみると、「65歳以上」が年々増加しており、平成22年以降は2割以上を占めています。「0～14歳」と「15～64歳」はともに減少傾向にあり、少子高齢化の傾向が表れています。



(2) 合計特殊出生率・出生率

表 合計特殊出生率の推移

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
天理市	人	1.32	1.44	1.40	1.50
奈良県	人	1.27	1.35	1.36	1.33
全国	人	1.42	1.45	1.44	1.43

* 各年 3 月 31 日現在

資料：住民基本台帳

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成26年から平成29年にかけて県の値を上回っています。また、平成29年は1.50となっており、県（1.33）、全国（1.43）よりも高くなっています。

合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

表 出生児数と出生率の推移

	単位	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生児数	人	555	595	549	548	489
出生率	‰	8.27	8.91	8.26	8.33	7.49

* 出生率は人口千人に対する出生数

* 各年 3 月 31 日現在。

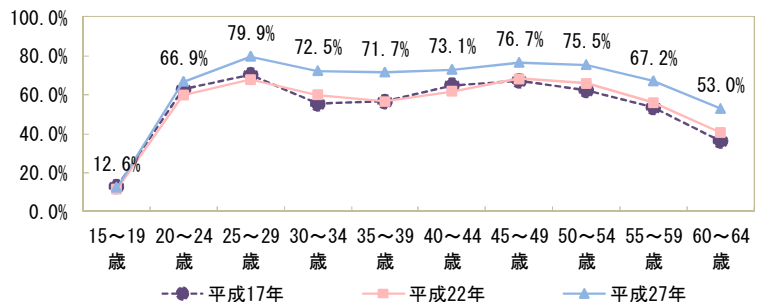
資料：住民基本台帳

本市の出生児数の推移をみると、平成27年に増加していますが、概ね減少傾向にあります。出生率は平成26年から平成29年に8.00‰以上で推移していましたが、平成30年は7.49‰となっています。

(3) 女性の就労状況

本市の女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成17年、平成22年に比べると20歳以上の各年齢で労働力率が上昇しています。また、25～29歳をピークに30歳代の労働力率が低下し「M字カーブ」を描いていますが、その形状は台形に近づいています。

図 女性の年齢別労働力率の推移



* 労働力率 = (労働力人口 ÷ 15歳以上人口) × 100。年齢別労働力率はこれを年齢階級ごとに算出したもの。

* 各年 10 月 1 日現在

資料：総務省「国勢調査」

(1) 計画の基本的な考え方

①基本理念

本計画では、「子ども・子育て支援」を保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることと考えます。また、それにより保護者の自己肯定感を育み親としての成長を支え、子どもと真摯に向き合う日々の中で子育てに喜びや生きがいを感じられる環境を整えていくことでもあります。

本計画では、子ども・子育て支援により天理市の子どもたちが、夢を持っていきいきと成長していけるようにするとともに、子どもを産み育てたいと思う市民が、親としての責任を十分に認識しながら、安心して子育てしていけるよう、地域社会全体が一体となっていくまち、天理市をめざします。また、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行うことにより、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現をめざします。

すべての子どもが
夢を持ち、いきいきと育つまち

すべての子どもが、それぞれ自分の夢を持ち、その実現に向けていきいきと育っていけるよう支援します。



子どもが輝き笑顔のあふれるまち、天理

安心して
子どもを産み育てられるまち

子どもを持ちたいと思う人が、安心して産むことができ、そして育てることの喜びや楽しみを実感できるよう支援します。



地域社会で
子どもと家庭を支えるまち

社会を構成する一員である市民や幼稚園、保育所（園）、学校、企業、各種団体、そして行政が協力、連携して子育て支援をします。

本計画の構想（天理っ子すくすくプラン行動計画の継承）

1. 子どもの人権擁護の推進
2. 子育て支援サービスの充実
3. 保健医療体制の充実
4. 仕事と子育て両立のための環境整備
5. 地域で子どもがすこやかに育つ環境づくり
6. 子どもが生きる力を育む教育の推進
7. 障害のある子どもの自立と支援
8. 男女共同参画社会における子育て支援の推進

②計画策定における基本的な視点

視点

1

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

子ども・子育て支援は「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本に、子どもの視点に立って、子どもたち一人一人の権利を保障し生存と発達を保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

視点

2

一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

障害、疾病、虐待、貧困等、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

視点

3

子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の天理市の担い手を育てることでもあり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。また、家庭、学校、地域、職場等、地域の誰もが子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協力して役割を果たすことが求められています。

視点

4

子どもを生み育てたいと思うすべての人が安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会をめざします。

すべての子育て家庭が安心と喜びと誇りを持って子育てを行い、周囲の様々な支援を受けながら親として成長していけるように、子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要です。



(1) 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の状況に応じて保護者や子どもが住まいから容易に移動することが可能な範囲を「教育・保育提供区域」として定めます。

本市では、市全体を1つの区域として教育・保育体制の整備の目安とします。そのうえで、地域ごとに整備が必要な事業もあることから、地域の実情に合わせた整備を進めます。

(2) 推計児童数

住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計児童数を算出したところ、以下の通りとなっています。



表 推計児童数（令和2年度～令和6年度）

年齢	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	人	477	466	454	442	430
1歳	人	461	450	439	428	417
2歳	人	505	492	480	468	456
3歳	人	506	493	481	469	457
4歳	人	491	480	468	456	444
5歳	人	537	527	517	507	497
0～5歳合計	人	2,977	2,908	2,839	2,770	2,701
6歳（小1）	人	513	504	494	485	476
7歳（小2）	人	483	474	465	456	447
8歳（小3）	人	513	504	494	485	476
9歳（小4）	人	528	518	510	499	489
10歳（小5）	人	505	498	490	483	475
11歳（小6）	人	586	578	570	561	553
6～11歳合計	人	3,128	3,076	3,023	2,969	2,916
12歳	人	531	523	516	508	501
13歳	人	561	553	545	537	530
14歳	人	526	519	511	505	496
15歳	人	759	744	729	715	699
16歳	人	1018	999	979	959	939
17歳	人	999	979	960	940	921
12～17歳合計	人	4,394	4,317	4,240	4,164	4,086



(3) 量の見込みと確保方策

「①幼児期の教育・保育事業」及び「②地域子ども・子育て支援事業」について、令和2年度から令和6年度の量の見込み（利用に関するニーズ量）と、確保方策（量の見込みに対応する確保の内容と、その実施時期）を次のとおり見込みました。

①教育・保育事業



		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	量の見込み	人	523	480	468	456	434	
	確保方策	人	523	480	468	456	434	
②2号認定 (幼稚園利用のみの家庭)	量の見込み	人	138	135	132	129	126	
	確保方策	人	138	135	132	129	126	
③2号認定 (認定こども園及び保育所)	量の見込み	人	783	797	780	763	756	
	確保方策	人	781	781	781	781	781	
④3号認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳 (うち小規模保育)	量の見込み	人	275	269	262	255	248
		確保方策	人	165(15)	177(27)	177(27)	177(27)	177(27)
	1・2歳 (うち小規模保育)	量の見込み	人	565	578	586	575	562
		確保方策	人	460(32)	486(58)	486(58)	486(58)	486(58)

今後、人口の減少、幼児教育・保育の無償化の影響及び保育所ニーズの増加により幼稚園の入園児童の減少が予想されることや、既存の幼稚園・保育所の施設で老朽化などの課題を抱えており、対応の必要があります。このような課題に総合的に対応するため、以下の策を講じます。

- 北保育所の建て替えや幼保の再編等による受入拡大
- 小規模保育所の整備（予定）



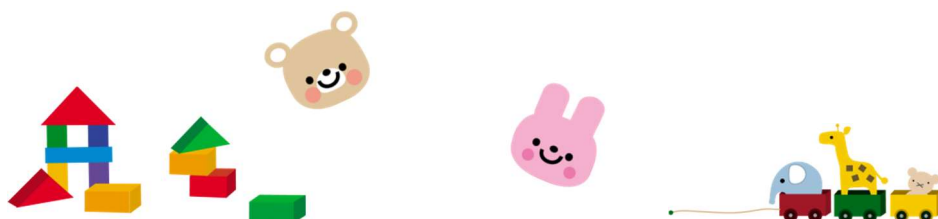
②地域子ども・子育て支援事業



		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育	量の見込み	人	648	633	618	603	588
	確保方策	箇所	12	12	12	12	12
学童保育所	量の見込み	人	838	865	867	935	994
	1年生	人	179	176	173	211	213
	2年生	人	215	179	176	189	228
	3年生	人	200	215	179	192	205
	4年生	人	139	200	215	195	208
	5年生	人	66	57	86	103	93
	6年生	人	39	27	23	45	47
学童保育所	確保方策	人	905	905	905	905	905



		単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	人日/年	86	86	86	86	86	
	確保方策	人日/年	86	86	86	86	86	
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	量の見込み	人日/年	38	38	38	38	38	
	確保方策	人日/年	38	38	38	38	38	
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	人回/年	17,606	17,198	16,790	16,382	15,974	
	確保方策	箇所	5	5	5	5	5	
一時預かり 事業	幼稚園の預かり 保育(幼稚園型)	量の見込み (1号認定)	人	13,389	12,774	11,981	11,674	11,110
		量の見込み (2号認定)	人	3,533	3,456	3,379	3,302	3,226
		確保方策	箇所	8	8	8	8	8
	幼稚園型以外	確保方策	人日/年	16,922	16,230	15,360	14,976	14,336
		量の見込み	人日/年	8,186	8,004	7,819	7,638	7,452
		確保方策	人日/年	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
病児保育事業 * 広域利用	量の見込み	人日/年	1,582	1,546	1,509	1,472	1,436	
	確保方策	人日/年	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468	
子育てサポートクラブ	量の見込み	人日/年	57	55	54	53	52	
	確保方策	人日/年	57	55	54	53	52	
乳児全戸訪問事業	量の見込み	人	477	466	454	442	430	
	確保方策	人	429	419	408	397	387	
養育支援訪問事業	量の見込み	人	16	16	16	16	16	
	確保方策	人	16	16	16	16	16	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	量の見込み	件	6,678	6,524	6,356	6,188	6,020	
	確保方策	件	6,010	5,872	5,720	5,569	5,418	
利用者支援 事業	基本型・特定 型	量の見込み	箇所	-	-	-	-	-
		確保方策	箇所	-	-	-	-	-
	母子保健型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
		確保方策	箇所	1	1	1	1	1



実費徴収に係る補足給付を行う事業

本市では、特定教育・保育施設の幼稚園で保護者が負担する日用品、文房具等の購入に要する費用や、特定子ども・子育て支援施設の幼稚園で保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食材料費）について、低所得で生計が困難である家庭に対してこれらの実費徴収額の一部を補助することで円滑な幼稚園の利用を図り、子どもの健やかな成長を支援します。



多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本市では、既存の私立及び公立の事業者によって各種の子育て支援を充実してきた経緯があります。今後、本市の実情や需給の状況を十分に把握したうえで、既存事業者の動向を踏まえながら適切に検討していきます。

（４）幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の普及に関する基本的な考え方

- 認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持つ施設であり、双方において蓄積されてきた指導方法などを活かして、一人一人の子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
- 在園児の状況等に配慮して公立幼稚園又は保育所の認定こども園化を検討します。

幼稚園教諭と保育士の合同研修並びに認定こども園、幼稚園、保育所等の連携

- 知識・技能の相互理解と共有を図り、教育・保育双方の充実に努めます。
- 交流、情報共有等によって、教育・保育を共に研修できる機会の充実に努めます。
- 教育・保育施設等への訪問支援等を通じて幼児教育の内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う指導主事・幼児教育アドバイザーを育成・配置します。



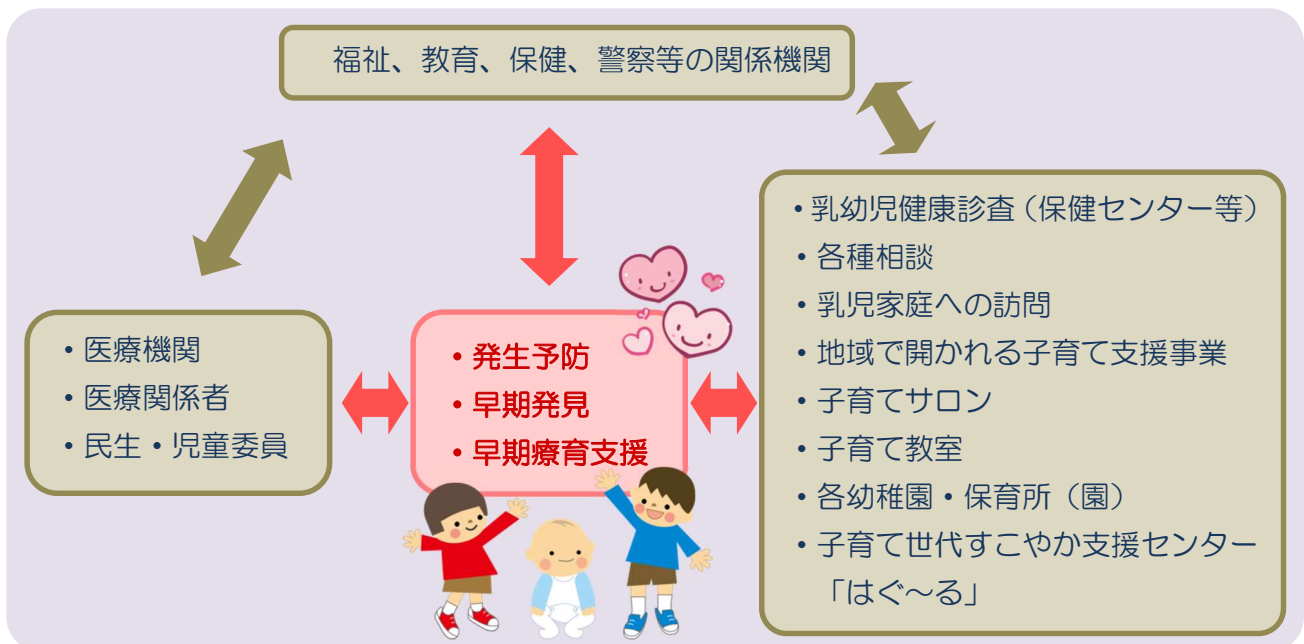
(5) その他の取組

①産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用について

- 施設等の利用に関して、様々な機関を通じた相談・情報提供を行うことで、仕事と育児の両立を支援します。
- 施設等利用のための新たな選考基準を確実に運用することで、子の1歳到達時において保護者が希望する保育が受けられる体制づくりに努めます。

②児童虐待防止対策の充実

- 発生予防・早期発見・早期療育支援
- 関係機関との連携及び相談体制の強化



③ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 子育て・生活支援策
- 就業支援策
- 養育費の確保策
- 経済的支援策

④障害児施策の充実等

- 早期発見・早期対応の推進
- 障害がある子どもへの子育て支援の推進
- 特別支援教育の推進
- 発達障害がある子どもへの支援
- 医療的ケア児への支援
- 生活支援に関する障害福祉計画との連携

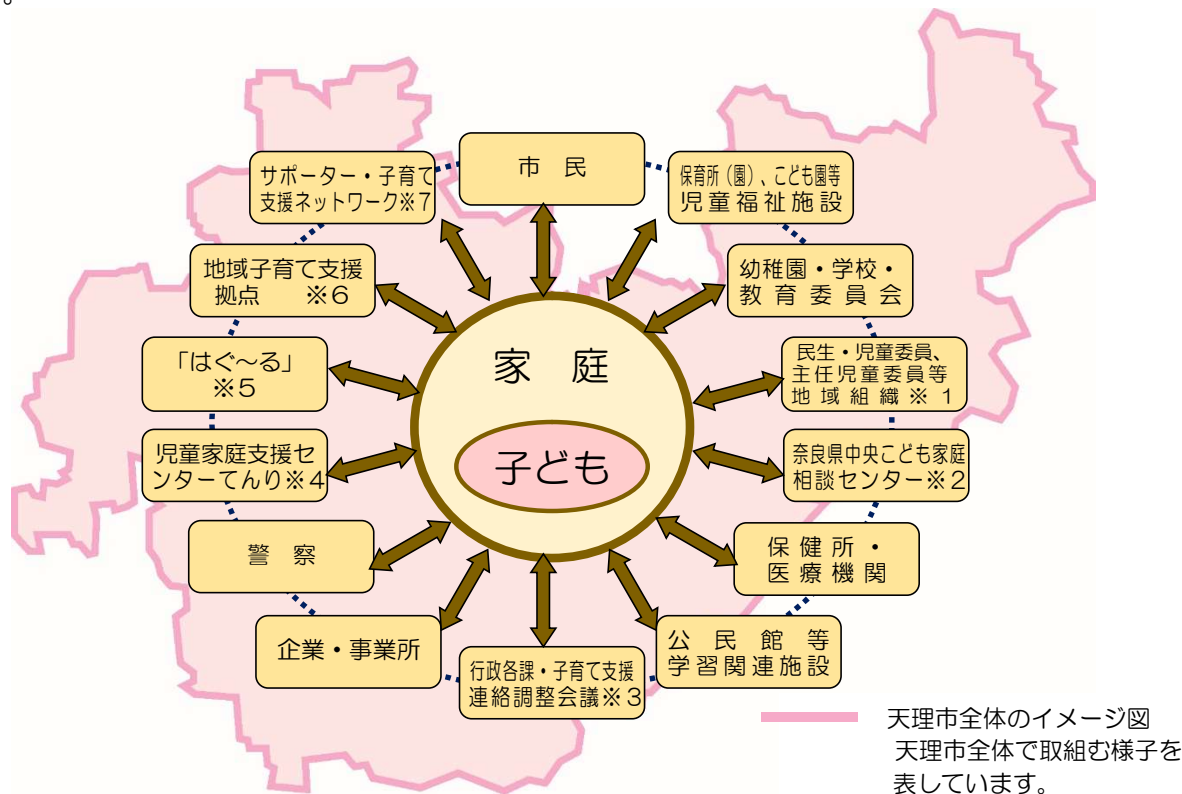
⑤労働者の仕事と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し
 - *労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進
 - *子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の提供等
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- 子育て世代の就労支援



(1) 計画の推進に向けた役割

家庭、地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら、天理市全体で子ども・子育て支援に取り組みます。



家庭

- 子どもを含めた家族全員が、家庭生活における責任と役割を主体的に分担し、充実した家庭生活を送れるよう努めます。
- 子どもも基本的人権を有する一人の人間として尊重します。

地域

- 子育て中の家庭が地域の中で孤立することのないよう、市民や企業、各種団体等地域社会が連携し協力しながら子育て家庭を支え、誰もが安心して子育てができるまち、子どもが健やかに育つまちを築きます。
- 子育て中の男女がともに子育ての責任を果たすことができる職場環境を整えます。

行政

- 本計画の内容を市民に広く知らせるとともに、家庭、地域社会が連携し協力しながら、地域全体で子育てに取り組んでいけるよう、様々な施策を総合的、計画的に推進します。
- 家庭や地域社会と協働し、子どもたちが夢を持っていきいきと成長するとともに、安心して子育てができるまちづくりを進めるために、全庁が一体となって計画を推進します。



(2) 計画の推進と評価

①子どもと家庭を支える地域支援体制 ー関係各機関の連携と市民参加ー

- 地域の様々な社会資源や主体が連携、協力できる体制づくりを進めます。
- 行政だけでなく教育・保育施設の実施主体等と連携・協働します。
- 市民が自分のできる範囲で子どもや子育て家庭と関わりができる意識づくり、体制づくりを考えます。

②計画の推進状況の評価

- 天理市子ども・子育て会議において、本計画の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等を毎年度、点検、評価し、結果は広報誌やホームページへの掲載等により住民に分かりやすく情報公開します。また、住民の意見等を得ながら、結果に基づいた事業計画の見直しや取り組み内容の改善等を図るなど、社会状況の変化に的確、柔軟に対応します。
- 利用者の視点に立った指標（各事業の確保方策の量）の評価にあたっては、この指標を用いた個別事業の進捗状況（アウトプット）の点検を行います。また、これらの個別事業の進捗状況を基に、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。
- 本計画では就学前児童の教育・保育の確保を図る観点から、計画の中間年（令和4年度）を目途として、子ども・子育て会議等を活用して計画の見直しを検討します。

③行政内の推進体制

- 庁内のすべての課が一体となって連携、協力できる、子育て支援連絡調整会議等の取り組みを進めます。進捗状況の整理については、子育て支援連絡調整会議等において、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめます。

④計画の周知

- 市のホームページ等で本計画書を公表するとともに、様々な機会や方法を通じて計画内容の周知を図ります。



第2期天理市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行日 令和2年3月
発行 天理市
編集 健康福祉部児童福祉課
天理市川原城町 605 番地
電話（0743）63-1001（代）